

54. 50

特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合の取扱い

~~1. 特許公報等の掲載事項に誤りがあった場合は、速やかに全文訂正を掲載する。~~

~~ただし、紙媒体で発行している特許庁公報の掲載事項に誤りがあった場合は、特許公報等に正誤訂正を掲載する。~~

~~2. 誤りが重大なものである場合（例えば、「明細書」又は「特許請求の範囲」に重大な欠陥があってその内容が把握できない場合。）は、全文訂正を掲載する。~~

(改訂平成2 ~~3-5~~・~~4-1-6~~)